

平成 25 年

厚木愛甲環境施設組合議会第 1 回定例会会議録

平成25年厚木愛甲環境施設組合議会第1回定例会会議録

平成25年3月28日（木）午前10時開会

出席議員 13人

1番	(議長)	太田	田	洋
2番		釘丸	丸	子
3番		石井	井	静
4番		川口	口	仁
5番		越智	智	一
6番		井上	上	敏
7番		瀧口	口	慎
8番	(副議長)	鈴木	木	一
9番		馬場	場	太
10番		山中	中	正
11番		井出	出	一
12番		落合	合	圈
13番		村上	上	俊

欠席議員 なし

説明のための出席者

管	理	者	小	林	常	良
副	管	者	山	田	登	夫
副	管	者	大	矢	明	夫
会	管	者	鈴	木	秀	勲
事	計	者	小	澤	幹	通
事	務	長	関	原	睦	男
	局	長	飯	田		美
	次					

事務局出席者

書	記	本	杉	重	徳
書	記	小	瀬	村	伸
					一

議 事 日 程

- 1 会期の決定
- 2 議会運営委員会の調査事件及び継続調査期限について
- 3 一般質問

番号	質 問 者	質 問 の 件 名	頁
1	落 合 圈 二	(1) 最終処分場施設整備について ア 保安林解除の進捗状況について ① 現状と今後の見込みは。 イ 地元対策費について ① 地元要望にどのように対応していくのか。 ウ 地元企業の育成について ① 組合としての考えは。	6
2	山 中 正 樹	(1) 新ごみ中間処理施設について ア 地元自治体からの報告について ① 候補地を1カ所に絞ったとのことだが、その後、報告はあったのか。あったとすれば、その内容は。 イ 整備計画の進行について ① 計画を進行するためには、地元自治体から、どのような形で組合へ事業主体が移行する必要があるのか。	8

- 4 議員提出議案第1号 厚木愛甲環境施設組合議会会議規則の一部を改正する規則について
- 5 議員提出議案第2号 厚木愛甲環境施設組合議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 6 議案第1号 平成24年度厚木愛甲環境施設組合会計補正予算（第1号）
- 7 管理者施政方針
- 8 議案第2号 厚木愛甲環境施設組合実費弁償条例の一部を改正する条例について
- 9 議案第3号 平成25年度厚木愛甲環境施設組合会計予算
- 10 陳情第1号 新ごみ中間処理施設候補地決定に当たって、金田地区環境保全委員会の結論の観点から、金田地区の現環境センター北側水田を「新ごみ中間処理施設」建設候補地として決定しないことを求める陳情
- 11 陳情第2号 新ごみ中間処理施設候補地決定に当たって、住民意見反映の観点等から、金田地区の現環境センター北側水田を「新ごみ中間処理施設」建設候補地として決定しないことを求める陳情
- 12 陳情第3号 金田地区の現環境センター北側水田を「新ごみ中間処理施設」建設候補地として決定しないよう求める陳情

議 長 諸 報 告

8月29日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。

- 例月出納検査結果報告（7月分）
- 9月26日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。
- 例月出納検査結果報告（8月分）
- 10月29日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。
- 例月出納検査結果報告（9月分）
- 11月2日 厚木愛甲環境施設組合議会先進事例視察のため、議長、副議長及び議員10人が長野県山形村一般廃棄物最終処分場の視察を行った。
- 11月28日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。
- 例月出納検査結果報告（10月分）
- 12月27日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。
- 例月出納検査結果報告（11月分）
- 1月29日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。
- 例月出納検査結果報告（12月分）
- 2月5日 平成25年厚木愛甲環境施設組合議会第1回定例会の運営について、議会運営委員会へ諮問した。
- 2月26日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。
- 例月出納検査結果報告（1月分）
- 同日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。
- 定期監査結果報告
- 2月27日 議会運営委員会委員長から、平成25年厚木愛甲環境施設組合議会第1回定例会の運営について、答申があった。
- 同日 議員提出議案第1号及び第2号を受理した。
- 3月7日 厚木愛甲環境施設組合管理者から、平成25年厚木愛甲環境施設組合議会第1回定例会招集通知があった。
- 同日 厚木愛甲環境施設組合管理者から、平成25年厚木愛甲環境施設組合議会第1回定例会提出議案の送付があった。
- 議案第1号～第3号 3件
- 同日 厚木愛甲環境施設組合管理者に対し、説明員の出席を要求した。
- 3月8日 厚木愛甲環境施設組合管理者から、説明員の出席について、報告があった。
- 3月22日 陳情第1号及び第2号を受理した。
- 3月25日 陳情第3号を受理した。
- 同日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。
- 例月出納検査結果報告（2月分）

本日の付議事件

- 1
 〳 議事日程に同じ
- 12
 日程追加 副議長辞職の件
 日程追加 副議長の選挙
-

○太田 洋議長 ただいまの出席議員は13人で定足数に達しております。

ただいまから平成25年厚木愛甲環境施設組合議会第1回定例会を開会いたします。

会議規則第78条の規定によって、本定例会の会議録署名議員を議長から指名いたします。瀧口慎太郎議員、馬場司議員にお願いいたします。

議長の諸報告は、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

日程に入ります。

○太田 洋議長 日程1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よって本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時01分 休憩

(村上俊光副議長退席)

午前10時02分 開議

○太田 洋議長 再開いたします。

ただいま村上俊光副議長から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。この際、「副議長辞職の件」を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よってこの際、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

○太田 洋議長 「副議長辞職の件」を議題といたします。

まず、その辞職願を書記に朗読させます。

○本杉重徳書記 朗読いたします。

「 辞 職 願

今般、一身上の都合により副議長を辞職

したいので、許可されるようお願い出ます。

平成25年3月28日

厚木愛甲環境施設組合議会副議長

村上俊光^印

厚木愛甲環境施設組合議会議長殿 ）」

以上であります。

○太田 洋議長 お諮りいたします。村上俊光副議長の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よって村上俊光副議長の副議長の辞職を許可することに決しました。

(村上俊光議員復席)

○太田 洋議長 お諮りいたします。ただいま副議長が欠員となりましたので、この際、「副議長の選挙」を日程に追加し、選挙を行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よってこの際、本件を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

○太田 洋議長 「副議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については議長が指名することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よって議長が指名することに決しました。

副議長に鈴木一之議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました鈴木一之議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よってただいま指名いたしました鈴木一之議員が副議長に当選されました。ただいま当選されました鈴木一之議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

それでは、新副議長からご挨拶があります。

○鈴木一之新副議長 ただいま議員の皆様方にご推挙いただきました鈴木でございます。

現在、組合の事業につきましては、最終処分場のほうで大きな課題と言われておりました保安林解除の申請が行われるなど、事業が大きく動き出そうとしております。このため、組合議会の役割もますます重要になってくるものと認識しております。

今後は、太田議長を補佐し、組合議会の円滑な運営に全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員の皆様方を初め理事者の皆様方のご支援、ご協力をお願い申し上げます。よろしく申し上げます。

○太田 洋議長 前副議長からご挨拶があります。

○村上俊光前副議長 それでは、副議長退任に当たりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

在任中、皆様には温かいご支援とご協力をいただき、議長の補佐役として組合の発展のために精いっぱい務めさせていただきました。この職務を遂行させていただくことができましたことを、皆様に心より厚く御礼を申し上げます。

また、私、この組合議会議員の任期も、選出母体である清川村議会が4月任期満了の関係上、4月で満了になろうかと思っております。この組合議会に議員として携わった者として、大変恐縮ではございますけれども、最後に当たり、つけ加えて申し上げさせていただきます。

この組合も設立から10年を迎えようとしております。ここで広域ごみ処理施設の整備の1つである、先行しております最終処分場整

備も建設に向けて軌道に乗りつつあるわけですが、今後もこの厚木愛甲環境施設組合におかれましては、当初からの目的であります広域ごみ処理施設の各整備と3市町村が連携を図った資源循環型社会の構築が着実に推進されますことをご期待申し上げる次第でございます。

以上、退任のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございます。

○太田 洋議長 日程2「議会運営委員会の調査事件及び継続調査期限について」を議題といたします。

お諮りいたします。本件につきましては、お手元に配付のとおり調査を願うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

○太田 洋議長 日程3「一般質問」を行います。

通告に従い、順次質問を許します。落合圏二議員。

○12番 落合圏二議員 議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

その前に、いつも厚木市の市長さんには、私ども清川村の面倒を見ていただきまして、本当にありがとうございます。また、愛川町の町長さんにも面倒を見ていただきまして、本当にありがたく、感謝しております。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

最終処分場施設整備についてということですが、まず1点は、ここで2月に書類を出しました。保安林の解除の進捗状況についてということで、現状と今後の見込みについてちょっとお尋ねさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○小林常良管理者 おはようございます。ただいま落合圏二議員から、最終処分場施設整備について、保安林解除の進捗状況について、現状と今後の見込みはとのお尋ねでござ

いますが、保安林解除の申請につきましては、昨年度末に提出いたしました事前申請に対する指導に基づき、今年度、神奈川県を初めとした関係機関等と協議調整を図り、本年2月に申請書を提出したところであります。今後におきましても、関係機関の指導に従いながら、保安林解除が円滑に進むよう努めてまいります。

○12番 落合圏二議員 どうもありがとうございました。それでは再質問をさせていただきます。保安林解除はいつごろになるのか。これは大きな課題だと思いますので、この点について質問をさせていただきます。

○関原幹男事務局長 保安林解除につきましては、平成22年3月に策定した最終処分場施設整備基本計画に基づき事務を進めてまいりました。昨年ある程度の事務を進めて、実施設計レベルの図面その他が必要だということになりまして、今年度に入りまして最終処分場施設整備法定手続資料作成補完業務委託を発注しまして、先ほど答弁にもありましたように、本年2月8日には保安林解除申請書を提出したところであります。

解除の見込みですが、県や国で順に審査されるのですけれども、そこで大きな指摘や指示事項がなければ、今年度前半で解除されるものと考えております。解除というよりは解除予定告示というのが正しいと思いますけれども、解除予定告示がされるものと考えております。

○12番 落合圏二議員 できるだけ早い時点で、解除していただかなければ施設はできないわけですから、この問題についても十分にやっていただきたいと思います。

それでは2点目の質問に移ります。地元対策費についてということで、地元要望にどのように対応していくのか。これは清川村がやる部分と組合がやる部分というのがあります。その組合がやる部分に対して質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○小林常良管理者 ご質問の地元対策費について、地元要望にどのように対応していくの

かとお尋ねでございますが、地元対策につきましては、平成22年12月に締結いたしました最終処分場施設整備に係る基本協定書に基づき、事業の進捗状況を見きわめながら、地元の皆様と調整を図ってまいりたいと考えております。

○12番 落合圏二議員 清川村と組合の役割分担について再質問させていただきたいのですが、この点についてご説明をお願いしたいと思います。

○関原幹男事務局長 役割分担につきましては、平成22年10月に厚木市、愛川町、清川村と組合との間で交わされた最終処分場用地取得及び地元対策事業に関する覚書に記載されておりまして、それによりますと、施設整備に直接関連する要望事項である進入路とつげかえ道路の整備や地下水検査、それから周辺土壌検査、河川水質検査、井戸水検査、この6項目については組合が直接行い、施設整備に直接関連しない事業としての自治会館建設、それから柿ノ木平川周辺の樹木伐採・美化事業の2項目に関しましては地元清川村の役割となっております。その費用負担の方法については今後協議することとなっております。

なお、この事業の実施方法や実施時期など詳細につきましては、今後、清川村や地元の皆様と協議させていただいて、調整しながら進めていきたいと考えております。

○12番 落合圏二議員 この問題も大事なことです。ぜひひとつお願いしたいと思います。

それでは最後の質問になりますが、地元企業の育成ということで質問をさせていただきます。組合としてどういう考え方を持たれているのか、この点についてお尋ねさせていただきたいと思います。

○小林常良管理者 地元企業の育成について、組合としての考えはとのお尋ねでございますが、施設整備に当たりましては、地域経済活性化の観点から、厚木愛甲地域の企業の参加も視野に入れて進めることが必要だと認識しております。今後につきましては、最終

処分場という施設の特異性を考慮し、発注方法を十分に検討してまいりたいと考えております。

○12番 落合圏二議員 これもよろしくお願ひしたいと思います。それでは再質問をさせていただきます。平成25年度実施設計に入る最終処分場について、地域内のどのような企業の育成が可能なのか、この点についてお尋ねをさせていただきます。よろしくお願ひします。

○関原幹男事務局長 現段階では実施設計に入っていないので、詳細には申し上げることはできませんけれども、ほかの施設の発注方法などを調査したことがあるんですけども、専門的技術を擁する企業以外では施工できない部分がございます。例えば浸出水の処理設備、それから処理施設の漏水検知設備、遮水設備などにつきましては特殊技術を要する部分であります。この部分は専門業者に発注する以外にないかなと考えています。このような特殊技術を要するもの以外の工事につきましては、工事規模や技術的要素を勘案して、可能な限り厚木愛甲地域の企業の活躍の場をつくっていききたいと考えております。

○12番 落合圏二議員 最後になりますが、地元にも企業がございますので、使える範囲でできるだけ使っていただくことをお願ひして、質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○太田 洋議長 山中正樹議員。

○10番 山中正樹議員 皆さん、おはようございます。愛川町から選出されました山中正樹でございます。

日ごろ、厚木市並びに清川村の皆さんには大変お世話になっております。ごみ処理広域化計画は、平成15年、厚木市、愛川町、清川村の3自治体で一般廃棄物の共同処理をしていくということで合意され、平成16年4月に厚木愛甲環境施設組合が設立されたわけでございます。計画では、中間処理施設は厚木市、最終処分場は当初清川村、それがいったいになった後は愛川町という計画の流れになっておりまして、愛川町としては、この9年

間、両市村における動向を注視していくことがその役割であると認識しております。質問等もそうした事情の中で遠慮しながらやってくるという事情になっているわけでありまして。しかしながら、当初、本年度までにこの施設を完成させて稼働していく計画であったということもありまして、1つの区切りを迎えているということもあるものですから、僭越ながら一般質問をさせていただきたいというふうに思っている次第でございます。

中身に入りますけれども、今、最終処分場に関しましては落合議員のほうからお話がありました。その前提の中で、新しいごみ中間処理施設についてお伺いしていきたいというふうに思っているところであります。

一昨年の7月に中間処理施設の候補地が1カ所に絞られたという報告を組合は厚木市から受けておりますが、これまでの経緯もありまして、その候補地が具体的にどこであるかという話は、この組合の中では慎重に進めていこうということで、地元の皆さんのご事情もあり、配慮していくということも非常に大切なことでございますから、候補地名というものは出てこない状況になってきているわけでございます。そこから既に1年半ほどたってきているわけですが、地元自治体からの報告についてお伺いしていきたいというふうに思っております。

候補地を1カ所に絞ったとのことでございますけれども、その後、報告はあったのか。あったとすれば、その内容についてお伺いしておきたいと思っております。

○小林常良管理者 ただいま山中正樹議員から、新ごみ中間処理施設について、地元自治体からの報告について、候補地を1カ所に絞ったとのことだが、その後、報告はあったのか。あったとすれば、その内容はとのお尋ねでございますが、候補地選定につきましては、厚木市において、平成20年度に再検討委員会を設置し、調査や検討がなされ、一昨年の7月に建設候補地を1カ所に絞り、これまで住民説明会を実施したほか、地権者や地元自治会などに説明をされ、現在協議中である

と聞いております。このため、現時点では、厚木市から候補地選定の報告は受けておりません。

○10番 山中正樹議員 厚木市から候補地選定の報告は受けていないと、そういうご答弁であったわけでございます。組合としましては、それぞれの施設に関しては地元自治体に任せていくという考えでありますから、厚木市さんのほうから情報がないということであれば、これ以上のことをここで管理者にお聞きすることはできないわけでありまして、再質問ということでは、ここまで地元自治体からの情報というものが、組合及び組合議員に対してちょっと少ないのではないかとこのように思うところではありますけれども、その点についてのお考えをお聞かせいただければと思います。

○関原幹男事務局長 組合といたしましては、組合議員の皆様方に多くの情報を提供したいと考えておりますが、候補地選定につきましては地元自治体の責務とされています。この地元自治体からの情報提供があれば、逐次組合議員の皆様にも情報を提供させていただいているところでございます。

○10番 山中正樹議員 もちろん地元自治体からの情報という、当然のことであるわけではありますけれども、わかりました。

それでは、同じことになるのかもしれませんが、もう1点だけお伺いしておきたいと思っております。それでは地元自治体からの情報があれば、組合の事務局としては我々にも情報提供していただけるというお話なわけではありますけれども、今さまざまに地元の人たち、地元というのは組合地域の住民全体ということではありますけれども、組合からの情報ということではなく、さまざまな情報が流布されているような状況があるのかなというふうに思っているわけです。そういう中で、厚木市からなぜそういう情報が余り組合のほうに上がってこないのか、これについてお伺いしておきたいと思っております。

○関原幹男事務局長 厚木市として答えるこ

とはできませんので、一般的なお話ということでご了解いただければと思うんですけども、環境施設の候補地に関する地元合意を得るための調整につきましては、非常に細かな配慮と長い時間を要するものと認識しております。この候補地決定のプロセスにおいて、まだ地元合意が成熟した状態でない段階で断片的な情報が地元の皆様に伝わることで、長期間の時間と努力によって築いてきた地元の皆さんとの信頼関係が損なわれる危険性も十分に考えられるわけではあります。したがって、通常環境施設の候補地選定の段階では、合意がある程度のレベルに達するまでは情報提供が十分にはされないというのが通例であると考えています。

そして地元自治体としては、なくてはならない環境施設のことですので、このように慎重な姿勢で臨むのは、その自治体の責務を考えれば当然のことかなというふうに考えております。

○10番 山中正樹議員 一般論として今局長のほうからご答弁があったわけではありますけれども、当然当厚木愛甲環境施設組合においても、中間処理施設の選定に関しては慎重に進めていくというのが大前提であるというふうに私も認識しているところでございます。

本来、今年度にでき上がるということが目標であったわけではありますけれども、それが実現しない状況の中で、1度候補地選定に関して地元との合意が得られない状況があったかと思われまして、そういう事情も含めて、今回に関しては極めて極めて慎重にやっというということで、私たち議員としても、それはそういう前提でやっというということで来たわけですね。候補地が1カ所に絞られたということではありますけれども、この組合の中ではこの候補地の名前は一切上がってきていないし、我々としても、外側からそういう情報があったとしても一切言っていないというようない前提でやっというところまで来ていますね。

ところが、たまたまということもあるんですけども、ここにきて新聞でその候補地の

地名が出てきているような状況になってきているわけですよ。そういう前提の中で、組合としては、その候補地名をここで言うていくことはできないのか、そのあたりをちょっと伺っておきたいというふうに思います。

○関原幹男事務局長 先ほど組合では情報提供があれば情報提供してまいりますというふうにお話ししたんですけれども、当組合から、本年2月27日に、議会運営委員会の後、厚木市提供資料として議員の皆様全員に資料をお配りしたんですけれども、その交渉経過の中では地元の地名も載っております。このため組合としても、厚木市が新ごみ中間処理施設建設に関する地元合意に向けて進めてきた地域の名称、金田は、本会議でも実際に使っていただいて議論していただくことが可能というふうに考えております。

○10番 山中正樹議員 ただいま候補地の名称について厚木市から情報提供が既がありましたというお話でございました。具体的に金田という名称もこの議会の中で使ってもいいよというご答弁でありますから、今後は厚木市さんが選定されている候補地は金田ということで我々も認識させていただくということで、これから議論を進めていけばいいのかなと、そんなふうに思っている次第でございます。1問目に関してはこの程度にさせていただきたいというふうに思っております。

それでは2問目の整備計画の進行について、こちらに移らせていただきたいというふうに思います。組合としてもさまざま事業を進めていくことが大切になっていくわけでございますけれども、この組合が設立されて9年ということになっていくわけですね。具体的に組合は何をしていくのか、地元自治体との役割の区分に関して、特に愛川町としては、当然当事者なんですけれども、厚木市さんや清川村さんに比べると少し当事者意識が低いというような事情もあるものですから、そういう私たち自身の認識を深めるという意味も含めてこういう質問をさせていただきたいというふうに思うんですけれども、組合として計画を進行していくために、地元自治体

からどのような形で組合へ事業主体が移行する必要があるのか、その点についてお伺いをしておきたいと思います。

○小林常良管理者 整備計画の進行について、計画を進行するためには、地元自治体から、どのような形で組合へ事業主体が移行する必要があるのかというお尋ねでございますけれども、厚木市からは、一昨年7月に候補地を1カ所に絞って、地元の皆様に施設の必要性や安全性などについて丁寧に説明を繰り返してきたとお聞きしております。今後におきましては、最終合意の報告をもって、組合が主体的に事業を推進できるようになると考えております。

○10番 山中正樹議員 厚木市から最終合意の報告をもって組合が主体になっていくというご答弁でありました。それでは、これから組合が事業を推進していくに当たって、具体的な地域において施設を建設していくということにつながっていくわけでございますけれども、そこに至るまでにはさまざまなプロセスがあるのかなというふうに考えている次第なんですね。工事発注という言い方をあえてしましましょうか。そこまでの間、どのような事務手続が発生するのかを伺っておきます。

○関原幹男事務局長 工事発注までの当面の予定ですけれども、建設候補地が報告されましたら、組合として建設候補地を決定してまいります。その後、有識者等で構成する施設整備検討委員会を立ち上げて、施設整備内容全般にわたって検討を行います。その後、施設整備基本計画を策定いたします。また同時に用地の測量とか地質調査も行ってまいります。そしてこの施設整備基本計画に基づいて、環境影響評価及び都市計画決定を行います。環境影響評価の結果を反映させながら基本設計や発注仕様書の作成を行い、その後、工事発注という手順で進んでいくものと考えております。

○10番 山中正樹議員 そういうふうに事業を進めていかれるんでしょうけれども、その際に、組合が行う事務事業と地元自治体が行う事務事業を区分けしていく、そのあたりが

質問の意図なわけでございますけれども、どのような区分けになっているか、これを伺っておきます。

○**関原幹男事務局長** 組合が行う事務といたしましては、施設整備にかかわる諸計画の策定及び用地取得などです。また、都市計画決定の手續や神奈川県環境影響評価条例に基づく環境影響評価などの法規制解除の手續につきましては、計画地である厚木市が進めることになっております。

○**10番 山中正樹議員** 組合としては、さまざまな計画を策定するということと、それから用地の取得が1つの役割になるというお話でした。地元の自治体としては、環境アセスですか、こういうことがその後の事業として出てくるということで、今後の事業の方向性が明らかになってきたのかなというふうに思っているところでございます。

いずれにしましても、地元自治体の方々には本当にさまざまな意味でご苦労されているというふうに思いますし、我々はそれを支援していく立場になろうかと思っております。来年度からは愛川町のごみ処理に関しては、本当に大変な中、厚木市さんをお願いをして一緒にやらせていただくことになっていきます。本当に感謝を申し上げます。その上でこの広域化というものが3自治体の協力のもと進んでいくことを、我々も責任を持っているわけですが、一緒に協力して仲よくやっていきたいというふうに思っております。今後の順調な事業の展開を期待いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○**太田 洋議長** 以上で通告がありました一般質問は終了いたしました。

○**太田 洋議長** 日程4「議員提出議案第1号 厚木愛甲環境施設組合議会会議規則の一部を改正する規則について」及び日程5「議員提出議案第2号 厚木愛甲環境施設組合議会委員会条例の一部を改正する条例について」の2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。釘丸久子議員。

○**2番 釘丸久子議員** ただいま議題となりました議員提出議案第1号及び第2号の提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議員提出議案第1号 厚木愛甲環境施設組合議会会議規則の一部を改正する規則については、昨年9月5日の地方自治法の一部改正により、本会議における公聴会の開催や参考人の招致が可能となったことから、当該規定を追加するほか、所要の措置を講ずるため、本規則の一部を改正するものです。

続きまして、議員提出議案第2号 厚木愛甲環境施設組合議会委員会条例の一部を改正する条例については、昨年9月5日の地方自治法の一部改正により、委員会の委員の選任に関する事項が条例に委任されたことから、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものです。

以上2議案について、よろしくご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○**太田 洋議長** 一括質疑に入ります。——別になければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本2件は、会議規則第36条第3項の規定によって委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よって委員会付託を省略いたします。

討論に入ります。——別になければ討論を終結いたします。

採決いたします。日程4「議員提出議案第1号 厚木愛甲環境施設組合議会会議規則の一部を改正する規則について」は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員。よって本件は原案のとおり可決されました。

日程5「議員提出議案第2号 厚木愛甲環境施設組合議会委員会条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員。よって本件は原案のとおり可決

されました。

○太田 洋議長 日程6「議案第1号 平成24年度厚木愛甲環境施設組合会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

○小林常良管理者 ただいま議題となりました議案第1号 平成24年度厚木愛甲環境施設組合会計補正予算(第1号)につきましてご説明申し上げます。

本件につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ244万1000円を減額し、補正後の総額を8595万7000円とするものでございます。

歳入歳出予算の内容でございますが、歳入につきましては、市町村負担金を減額し、繰越金を増額するものでございます。

また、歳出につきましては、派遣職員給与費が当初見積額を下回ることが見込まれるため、職員管理費を減額するものでございます。

何とぞよろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○太田 洋議長 質疑に入ります。――別になければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、会議規則第36条第3項の規定によって委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よって委員会付託を省略いたします。

討論に入ります。――別になければ討論を終結いたします。

採決いたします。日程6「議案第1号 平成24年度厚木愛甲環境施設組合会計補正予算(第1号)」は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員。よって本件は原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時45分 休憩

午前10時55分 開議

○太田 洋議長 再開いたします。

日程7「管理者施政方針」の説明に入ります。管理者。

○小林常良管理者 平成25年度の予算及び諸案件のご審議をお願いするに当たり、住民の皆様並びに議員の皆様のご理解とご協力を賜りますよう、私の組合運営に対する所信の一端を申し述べるとともに、主要な施策についてご説明申し上げます。

安心・安全で持続可能な社会を実現すること、それは私たち現代の世代に課せられた責務であります。しかしながら、世界における持続可能性の状況は厳しく、人口増加と過剰消費のトレンドがこのまま続いた場合、2030年には、資源消費や環境負荷の規模は、地球の自然再生能力の2倍に達するとも言われております。我が国においても、東日本大震災以降、被災地の復興や国内の再生に向けた取り組みが進められておりますが、放射性物質による汚染やエネルギー需給の問題など、長期的な課題が山積しております。こうした中、持続可能な社会を実現するためには、あらゆる主体が将来のビジョンを共有し、互いの利害や立場を超えて共感し、行動を起こす必要があると認識しております。

私たちの住む厚木市、愛川町及び清川村は、幸いにも丹沢山系の山並みや相模川、中津川及び小鮎川の清流など豊かな自然環境に恵まれており、こうした自然を将来を担う子供たちに引き継いでいくことは私たちの重要な使命であります。本組合におきましても、循環型社会の形成の一翼を担う環境に配慮した施設整備を目指し、その役割を十分に認識しながら、事業の推進に努めてまいります。

さて、平成25年度の予算編成に当たりましては、本組合の歳入の根幹をなす構成市町村の負担金について、引き続き市町村が厳しい財政状況にありますことから、限られた財源の効果的な配分と経常経費の節減に努める一方、事業の進展に伴いまして施設建設にかかわる所要の事業費を措置した結果、1億3711万7000円の予算規模といたしました。

事業の執行に当たりましては、国の循環型社会形成推進交付金の活用により財源確保を図るとともに、歳出全般の抑制に努めながら、引き続き、「循環型社会の構築を目指したごみ処理施設整備の推進」及び「情報提供推進による事業の透明性の確保」を2大施策として、ごみ処理広域化の早期実現に向けて積極的に取り組んでまいります。

初めに、「循環型社会の構築を目指したごみ処理施設整備の推進」の取り組みについてご説明いたします。

最終処分場につきましては、本年2月、建設予定地における保安林の法規制解除の申請書を窓口となる神奈川県に提出しましたので、平成25年度は、法規制解除の進捗状況を見定めながら、施設整備に係る実施設計に着手してまいります。

また、ごみ中間処理施設につきましては、建設候補地の状況を踏まえて、施設整備方針等の必要な事項を検討してまいります。

次に、「情報提供推進による事業の透明性の確保」の取り組みについてご説明申し上げます。

今後、事業が進展し、事業内容が具体化することに伴い、情報公開の重要性もさらに増してまいりますことから、ホームページや市町村広報紙を活用し、住民の皆様には組合事業に対する理解と認識を深めていただけるよう、情報提供の推進と事業の透明性の確保に努めてまいります。

以上、平成25年度の組合運営に当たり、私の所信及び主要な施策を述べてまいりましたが、厚木市、愛川町及び清川村の3市町村により厚木愛甲ごみ処理広域化実施計画を着実に推進するため、心血を注ぎ、全身全霊で取り組んでまいりますので、住民の皆様並びに議員の皆様により一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます、平成25年度の施政方針といたします。

○太田 洋議長 以上で管理者施政方針の説明を終わります。

○太田 洋議長 日程8「議案第2号 厚木

愛甲環境施設組合実費弁償条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

○小林常良管理者 ただいま議題となりました議案第2号 厚木愛甲環境施設組合実費弁償条例の一部を改正する条例につきまして提案理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、地方自治法の一部改正により、本会議における公聴会の開催及び参考人の招致が可能となり、本組合の議会においてもそれらを規定するため会議規則の一部改正が行われることから、その参加者及び参考人を実費弁償の対象とするほか、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

何とぞよろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○太田 洋議長 質疑に入ります。——別になければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、会議規則第36条第3項の規定によって委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よって委員会付託を省略いたします。

討論に入ります。——別になければ討論を終結いたします。

採決いたします。日程8「議案第2号 厚木愛甲環境施設組合実費弁償条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員。よって本件は原案のとおり可決されました。

○太田 洋議長 日程9「議案第3号 平成25年度厚木愛甲環境施設組合会計予算」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

○小林常良管理者 ただいま議題となりました議案第3号 平成25年度厚木愛甲環境施設組合会計予算につきまして提案理由をご説明申し上げます。

平成25年度予算につきましては、広域廃棄物処理施設整備調査事業費並びに人件費及び組織運営費等の必要見込額を措置し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3711万7000円とするものです。

内容につきましては、先般、事務局長がご説明をさせていただいたとおりでございます。

何とぞよろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○太田 洋議長 質疑に入ります。――別にしなければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、会議規則第36条第3項の規定によって委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よって委員会付託を省略いたします。

討論に入ります。――別にしなければ討論を終結いたします。

採決いたします。日程9「議案第3号 平成25年度厚木愛甲環境施設組合会計予算」は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員。よって本件は原案のとおり可決されました。

○太田 洋議長 日程10「陳情第1号 新ごみ中間処理施設候補地決定に当たって、金田地区環境保全委員会の結論の観点から、金田地区の現環境センター北側水田を『新ごみ中間処理施設』建設候補地として決定しないことを求める陳情」から日程12「陳情第3号 金田地区の現環境センター北側水田を『新ごみ中間処理施設』建設候補地として決定しないよう求める陳情」までの3件を一括議題といたします。

本3件は、議会運営委員会に審査を付託いたします。

この際、暫時休憩いたします。

午前11時08分 休憩

午前11時48分 開議

○太田 洋議長 再開いたします。

休憩中に議会運営委員会が開かれ、付託事項の審査がされましたので、委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、釘丸久子議員。

○釘丸久子議会運営委員長 本会議休憩中に、当委員会に付託された案件の審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

「陳情第1号 新ごみ中間処理施設候補地決定に当たって、金田地区環境保全委員会の結論の観点から、金田地区の現環境センター北側水田を『新ごみ中間処理施設』建設候補地として決定しないことを求める陳情」から「陳情第3号 金田地区の現環境センター北側水田を『新ごみ中間処理施設』建設候補地として決定しないよう求める陳情」までの3件は、一括審査し、委員から、清川村には最終処分場をつくるが、地元調整の関係は村が責任を持ってやってきた。中間処理施設の関係は、地元の関係を含め、厚木市が責任を持ってしっかりやるべきだと思う、との意見がありました。

また、委員から、陳情の項目を見ると3件とも金田地区を建設候補地として決定しないことを求める内容であるが、理事者の説明にもあったように、厚木市から候補地選定の報告を受けていない段階であること、また、陳情第1号と陳情第2号については自治会内部や環境保全委員会内部の合意形成にすることが主な趣旨であり、厚木愛甲環境施設組合が扱う問題とは違うのではないかと、との意見がありました。

そこで私から、現時点で組合は厚木市から候補地選定の報告を受けておらず、なおかつ地元の内部的な話は組合で議論すべきことではないと思うので、陳情の審査はこの程度にとどめてはどうかと提案いたしました。

その後、委員から、この程度にとどめてはどうかとの動議が提出され、陳情第1号から陳情第3号までの3件の審査は、賛成全員でこの程度にとどめることにいたしました。

以上で報告を終わります。

○太田 洋議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもちまして平成25年厚木愛甲環境施設組合議会第1回定例会を閉会いたします。

午前11時52分 閉会

上記会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証し、ここに署名する。

議長 太田 洋
議員 瀧口 慎太郎
同 馬場 司